

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：中部地方整備局

いのちとくらしをまもる
防災減災



令和 8 年 9 月 18 日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

かのがわ らいこうがわ 狩野川水系来光川流域において「特定都市河川」 の指定に向けた手続きに着手

～来光川流域 3 市町で取り組む、流域治水の本格的実践～

国土交通省では、静岡県のカノ川水系来光川流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手し、今後関係機関への意見照会等を行いますのでお知らせします。

- 国土交通省では、令和 3 年 11 月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川カノ川水系来光川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。なお、同日付で静岡県知事指定の洞川も同時に手続きに着手しました。
- 今後、同法第 3 条第 8 項の規定に基づき、関係機関（来光川流域に係る静岡県、伊豆の国市、三島市、函南町の長）への意見聴取を行います。

（添付資料）

別紙 「流域治水」の本格的な実践に向けた「カノ川水系来光川等」の特定都市河川への指定
参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

【問合せ先】

○河川に関すること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 鈴木 大地（内線 35-572）、係長 山本 錬（内線 35-684）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

○下水道に関すること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 日高 ちはる（内線 34-324）、係長 松田 真太郎（内線 34-314）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432